

答 申

1 審査会の結論

実施機関の行った公開決定及び不存在決定は、いずれも妥当と判断する。

2 異議申立ての趣旨

異議申立書のとおり

公文書公開請求日：平成26年7月27日（平成26年7月30日受付）

請 求 内 容：政務活動費の交付に関する条例における交付額のうち、平成25年度の「日常的な

政務活動の旅費」の支出計上の領収書類における次の公文書

1. 別途資料提供済み（本項は本人により請求項目から削除）
2. 様式I(マニュアル様式)において、AまたはBの日付、目的地が記載されている公文書
3. 様式J(マニュアル様式)の各会派の備品台帳(保存期間:5年間)の写し
1件5万円以上の備品とする理由を明記した公文書
4. 旅費の支出明細書を公開の対象外と議決された議会運営委員会の議事録（公文書:全ページ）

実施機関の処分：平成26年8月13日付名議総第191号

請求内容2 不存在決定

請求内容3 不存在決定

請求内容4 公開決定

3 実施機関の説明趣旨

実施機関の説明は、次のとおりである。

3点の請求内容はいずれも名張市から市議会各会派に対して交付される政務活動費の執行状況に関するもので、収支報告書は、政務活動費の交付に関する条例及び同規則において毎年度提出することとされているが、その添付資料については、政務活動費に関する制度改正を機会に、平成25年7月、議会運営委員会において作成された「政務活動費マニュアル」（以下「マニュアル」という。）により

運用されている。

請求内容 2 の様式 I において (A) または (B) の日付、目的地が記載されている公文書の公開請求については、異議申立人は、マニュアルの様式 I 「日常的な政務調査活動に係る旅費計算書」(以下「旅費計算書」という。) において、表 A、<バス・鉄道・タクシー> 欄及び表 B、<車> 欄それぞれの日付、目的地が記載されている公文書の公開を請求しているものであるが、この旅費計算書は政務活動費に関して議長に報告すべき政務活動費収支報告書の添付資料には含まれておらず、会派で保管することとされている。実施機関においてはこれを取得しておらず、不存在であること。

請求内容 3 のうち、マニュアルの様式 J の各会派の備品台帳については、異議申立人は公開を請求しているものであるが、マニュアルにおいて、政務活動費における備品台帳は各会派において保管することとされている。実施機関においてはこれを公文書として取得しておらず、不存在であること。

請求内容 3 のうち、1 件 5 万円以上の備品を台帳に記載して管理することとした理由を記載した公文書の公開請求については、マニュアルの記載内容が公開対象のすべてであり、該当文書の存在は認められないため、不存在であること。

請求内容 4 の旅費の支出明細書を公開の対象外と議決された議会運営委員会の議事録の公開請求については、公開請求では、旅費の支出明細書(旅費計算書)を公開の対象外と決定された議会運営委員会の議事録の公開を求めているものであり、マニュアルを決定するに至った平成 25 年 7 月 1 日及び平成 25 年 3 月 25 日の議会運営委員会の会議記録を公開したこと。

以上のような説明である。

4 異議申立て理由

異議申立書のとおり

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど、市民全体の

利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

(2) 本決定について

当審査会は、実施機関への聴取により事実確認を行い、その内容及び関係資料により審査した。

請求内容 2 様式 I において (A) または (B) の日付、目的地が記載されている公文書の公開請求について

日常的な政務調査活動に係る旅費計算書は、マニュアルに基づき、会派において保管されており、実施機関は取得していない。

したがって、不存在決定は妥当である。

請求内容 3 のうち、様式 J の各会派の備品台帳の公開請求について

各会派の備品台帳は、マニュアルに基づき、1 品の取得価格（税込）が 5 万円以上の物品について記載し、各会派長及び経理責任者において管理されており、実施機関は取得していない。

したがって、不存在決定は妥当である。

請求内容 3 のうち、1 件 5 万円以上の備品を台帳に記載して管理することとした理由を記載した公文書の公開請求について

該当する文書は作成及び取得していないという実施機関の説明には合理性が認められる。

したがって、不存在決定は妥当である。

請求内容 4 旅費の支出明細書を公開の対象外と議決された議会運営委員会の議事録の公開請求について

公開決定済みの議会運営委員会の記録以外に該当する公文書の存在は認められず、文書の特定は適切に行われていることを確認した。

したがって、公開決定は妥当である。

(3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

6 審査会の意見

公文書公開請求に対しては、厳密かつ遺漏のない文書の特定を行い、その上で公開、非公開等のいずれかの決定をなし、部分公開、非公開、不存在については、単に根拠となる法令を示すにとどまらず、文書自体から処分理由が明確になるような適切な理由を付記すべきである。

7 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 9月19日	諮問書受理
平成26年11月12日	第65回名張市情報公開審査会 審査
平成26年11月12日	第65回名張市情報公開審査会 答申

8 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	前 田 定 孝	三重大学人文学部准教授
会長職務代理	大 塚 耕 二	三重弁護士会 弁護士
委 員	國 富 静 代	名張市人権擁護委員